

◆自治基本条例とは？

(1) 自治基本条例の定義と位置づけ

①自治基本条例の定義

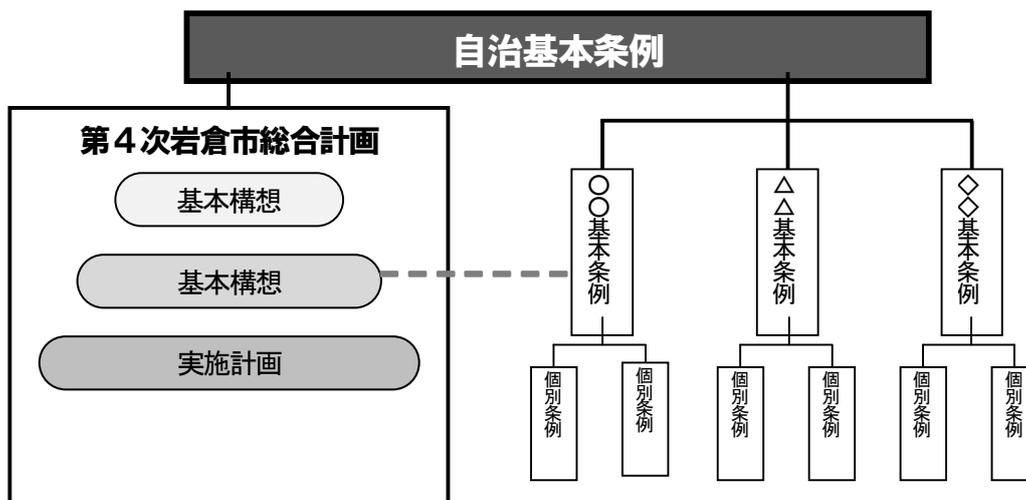
自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定める条例である。
現在、自治基本条例に定まった定義はないが、

- ①自治の主体は市民であることと
- ②自治体は市民の信託に基づき成立することを明確にするものである。

なお、学識者による自治基本条例の定義・解釈は以下のとおりである。

定義・解釈	所属・氏名
「(市民が) 自治体政府に対して 信託している内容を明示したもの」	(財) 地方自治総合研究所所長 辻山幸宣
「独自の政策・制度策定をめぐる個別条例、 個別施策についての枠組法」	法政大学名誉教授 松下圭一
「自治体としてのアイデンティティ」	
「住民自治・市民自治の制度的担保措置」	九州大学法学研究院主幹教授 木佐茂男
「まちの憲法」	財団法人東京市政調査会理事長 第30次地方制度調査会会長 西尾勝
「総合計画や他の条例より上位に位置し、 これらに指針を与えるもの」	
「自治体運営のルール」	中央大学大学院経済学研究科教授 佐々木信夫
「自治体の憲法」	明治大学政治経済学部教授 牛山久仁彦
「条例、規則や自治体運営の基本」	

②自治基本条例の位置づけ



(2) 自治基本条例制定の背景、意義・必要性

①自治基本条例制定の背景

平成 12 年の地方分権一括法施行により、国と地方自治体との関係が、上下・主従の関係から対等・協力の関係へと変わり、地方自治体の権限・所掌事務が拡大している。

また、地方自治体が自らの意思と責任によって、画一的・均一的な自治体運営から、それぞれの特色を生かした自治体運営【地域経営】を進めることが求められるようになってきた

一方、急速な少子・高齢化、人口減少など、高度経済成長から成熟社会へと変わるなか、市民を取り巻く環境も変化してきた。具体的には、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、行政サービスを受けるだけでなく、地域の自治活動やNPO・ボランティアなど様々な市民活動が展開されているなかで、行政と市民の関係、行政運営のあり方を根本から見直し、新たな関係を示すルールが必要となってきた。

以上のことから、様々な条例や施策を束ね、自治体の基本的な考え方・方針を明確にするルール（自治体の憲法）が必要となり、自治基本条例が制定されるようになってきた。

②自治基本条例制定の意義・必要性

自治基本条例において、まちづくりにかかわる市民等の権利や責務、市及び議会の役割や責務等を明らかにするとともに、その趣旨を市民と行政が共有し、着実に実行することで、市民自治による地域の特性に応じたまちづくりにつながる。

また、地方自治法の改正（平成 23 年 8 月施行）に伴い、市町村基本構想の策定義務が撤廃されたことをあり、総合計画の位置づけを明示する条例としての役割を担っている事例もある。

(3) 全国及び県内の自治基本条例の状況

平成 23 年 1 月現在、自治基本条例を施行しているのは全国 1,749 自治体中 204 自治体で、全体の 11.7%となっている。また、県内における自治基本条例の施行状況は以下のとおりである。

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
施行自治体数	1	2	9	11	26	23	36	30	32	34
累計	1	3	12	23	49	72	108	138	170	204
比率 (%)	0.1%	0.2%	0.7%	1.3%	2.8%	4.1%	6.2%	7.9%	9.7%	11.7%

※NPO法人 公共政策研究所調べ

自治体名	条例名	施行日
東海市	東海市まちづくり基本条例	H15.12.22
知立市	まちづくり基本条例	H17.4.1
豊田市	まちづくり基本条例	H17.10.1
日進市	自治基本条例	H19.10.1
みよし市	自治基本条例	H20.10.1
安城市	自治基本条例	H22.4.1
大口町	まちづくり基本条例	H22.4.1
一宮市	自治基本条例	H22.6.29

(4) 自治基本条例の構成要素（基本的な骨格）

自治基本条例の基本構成	主な論点や検討上のポイント
1. 前文	<ul style="list-style-type: none"> ○岩倉市らしさとは？（自然・歴史・文化等の特性は何か。今の岩倉市の特徴は何か。）岩倉市らしさを想起させる重要なキーワードは何か。 ○条例制定の時代背景（なぜ自治基本条例が必要か？） ○基本理念（市民の願い・決意、大切にしたい誇り、目指すまちの姿・自治のあり方）として掲げるべきキーワードは何か。
2. 総則 目的／条例の位置づけ／定義／自治の基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ○自治の基本原則として位置づけるべき事項は何か？（「情報共有の原則」、「平等の原則」、「住民主体・主権の原則」、「自立・共助の原則」、「参画と協働の原則」、「対等・協力の原則」など） ○用語の定義や基本原則等については、「協働のまちづくりルールブック」を踏まえるべき。
3. 市民の権利と役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ○他法令、憲法等で位置づけられていることをあえて重複させて位置づけるべきかどうか。 ○「事業者の責務」や「コミュニティの役割」も規定する方向で検討してはどうか。
4. 議会の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例との整合を図り、議員・議会との調整の機会を設ける。
5. 市長・行政執行機関・職員の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ○左記のように、市長・行政執行機関・職員という区分でその役割と責務を検討する方向でどうか。
6. 参加と協働の仕組み 市民参加／市民自治活動／連携	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例により委任される条例として、別途、市民参加や協働を担保するための条例制定を位置づけるべきか。それとも、参加と協働の制度をかなり詳細に記載すべきか。 ○参加の権利に加え、不参加の自由も規定すべきかどうか。 ○子どもの参加の権利を位置づけるべきかどうか（岩倉市子ども条例を要反映）。 ○今後は行政区等の地域自治組織（地域コミュニティ）がまちづくりや協働の担い手としてより一層重要になるが、その活動を条例にどのように位置づけるべきか。どこまで踏み込んだ内容を盛りこんでいくか。
7. 市政の運営 行政組織／計画的な市政運営（総合計画等）／財政／行政評価／行政手続きなど	<ul style="list-style-type: none"> ○最近では、「法令遵守」や「公益通報」や「危機管理」、「行政改革」などを位置づけている自治体もあるがどうするか。 ○地方自治法の改正に伴い、市の最上位の計画である総合計画の位置づけを自治基本条例でどのように位置づけるべきか。 ○「説明責任」、「行政手続き」、「財政運営」、「行政評価」についてどのように位置づけたらよいか。
8. 条例の実効性の確保 条例の遵守／条例の検証・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○条例の遵守等の条例の実効性の確保のための事項をどこまで踏み込んで検討すべきか？